

福岡大学バドミントン部 OB会「七隈シャトル会」会則

(名称)

第1条 本会は福岡大学バドミントン部 OB会「七隈シャトル会」と称し、事務局を会長宅に置く。尚、所在地は事務局と同一とする。

(目的)

第2条 本会はバドミントンの発展を願う各会員相互の親睦並びに福岡大学体育部会バドミントン部との交流助成を目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は体育部会バドミントン部の卒業生により構成する。
但し、途中退部者については本人の意志と会員の了解によって認める。

(会費)

第4条 本会の会費は次の通りとする。尚、会費の納入をもって会員とみなす。
年額 3,000 円

(役員)

第5条 総会において次の役員を選出する。任期は3年とし再任を妨げない。
会長 1名 、 副会長 1名 、 幹事 1名
副幹事 1名 、 会計 1名 、 監査 1名
顧問 若干名

(総会)

第6条 総会は原則年1回とし、5月～6月の土曜日か日曜日に開催する。

(役員会)

第7条 役員会は会長が招集し、会務や行事について審議する。

(会計監査)

第8条 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日迄とし、監査は総会時に会計報告を行う。

(会則)

第9条 会則の改正は総会の承諾を必要とし、承認時より直ちに発効する。

(付則) ① 会員は次の会合に原則として出席し、必要あれば支部の設置を総会において承認する。(総会、卒業生送別会、新入生歓迎会、初打ち会)

② 会費の入金は次の口座とする。

西日本シティ銀行・赤坂門支店 普通預金 3007999

口座名義 「福岡大学バドミントン部 OB会 会長 山下 美恵子」

③ 本会則は平成25年6月9日一部変更し、同日施行する。